

新旧対照表

【輸出入・港湾関連情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて（平成 22 年 2 月 12 日財関第 142 号）】
 (注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改 正 後	改 正 前
<p>第 4 章 輸出通関関係</p> <p>第 15 節 輸出申告等に係る添付書類等の電磁的記録による提出</p> <p>(輸出等許可内容変更申請時の添付書類等の提出)</p> <p>15-3 当初の輸出申告等において申告添付登録業務を利用して許可を受けた場合であって、通関業者等が、輸出許可後の貨物に係る船名、数量等の許可内容を訂正する場合において、システムを利用して添付書類等を電磁的記録により提出するときは、この節 15-1(1)から(6)までの規定により取り扱うものとする。なお、この場合においては、輸出許可内容変更申請の日から 3 日以内又は船積情報登録若しくは搭載完了登録が行われるまでのいずれか早いとき（期間の末日が行政機関の休日に当たるときは、その日の翌日をもって当該期間の末日とする。）までに、当該添付書類等に併せて「輸出許可内容変更申請控」を提出することを求めるものとする。また、「申告添付訂正」業務を行うことが可能な容量を超えることとなつた場合は、「輸出許可内容<u>変更</u>申請控」及び添付書類等を書面により提出することを求めるものとする。</p>	<p>第 4 章 輸出通関関係</p> <p>第 15 節 輸出申告等に係る添付書類等の電磁的記録による提出</p> <p>(輸出等許可内容変更申請時の添付書類等の提出)</p> <p>15-3 当初の輸出申告等において申告添付登録業務を利用して許可を受けた場合であって、通関業者等が、輸出許可後の貨物に係る船名、数量等の許可内容を訂正する場合において、システムを利用して添付書類等を電磁的記録により提出するときは、この節 15-1(1)から(6)までの規定により取り扱うものとする。なお、この場合においては、輸出許可内容変更申請の日から 3 日以内又は船積情報登録若しくは搭載完了登録が行われるまでのいずれか早いとき（期間の末日が行政機関の休日に当たるときは、その日の翌日をもって当該期間の末日とする。）までに、当該添付書類等に併せて「輸出許可内容変更申請控」を提出することを求めるものとする。また、「申告添付訂正」業務を行うことが可能な容量を超えることとなつた場合は、「輸出許可内容<u>申請変更</u>控」及び添付書類等を書面により提出することを求めるものとする。</p>